

改 正 案	現 行
<p>文部科学省・<u>スポーツ庁</u>・文化庁国民保護計画</p> <p>目次</p> <p>第1章 総論</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 文部科学省・<u>スポーツ庁</u>・文化庁国民保護計画実施要領</p> <p>第2章 国民保護措置の実施体制の確立</p> <p><b>第1節 組織・体制等の整備</b></p> <p>1 文部科学省・<u>スポーツ庁</u>・文化庁国民保護連絡会議の設置</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</b></p> <p>1 文部科学省・<u>スポーツ庁</u>・文化庁国民保護対策本部の設置</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文部科学省、<u>スポーツ庁</u>及び文化庁を含む首都圏が被災した場合の設置</p> <p>第4章 文部科学省、<u>スポーツ庁</u>及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項</p>	<p>文部科学省・文化庁国民保護計画</p> <p>目次</p> <p>第1章 総論</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 文部科学省・文化庁国民保護計画実施要領</p> <p>第2章 国民保護措置の実施体制の確立</p> <p><b>第1節 組織・体制等の整備</b></p> <p>1 文部科学省・文化庁国民保護連絡会議の設置</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</b></p> <p>1 文部科学省・文化庁国民保護対策本部の設置</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文部科学省及び文化庁を含む首都圏が被災した場合の設置</p> <p>第4章 文部科学省及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項</p>
<p>第1章 総論</p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）</p>	<p>第1章 総論</p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）</p>

第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の所掌事務について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に関する必要な事項を定め、もって国民保護措置等（国民保護措置及び緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

### 3 計画の目標

(9) その他武力攻撃事態等や緊急対処事態において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の組織及び機能の全てを挙げて、自ら国民保護措置等を実施するとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置等を支援すること。

### 4 計画の適切な見直し及び充実

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する。変更にあたっては、軽微な変更を行う場合を除いて、関係する指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努める。

### 5 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画実施要領

この計画で定める国民保護措置等の具体的な実施体制・方法等については、別に文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画実施要領（以下「実施要領」という。）で定める。

第2章 国民保護措置の実施体制の確立

第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、文部科学省及び文化庁の所掌事務について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に関する必要な事項を定め、もって国民保護措置等（国民保護措置及び緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

### 3 計画の目標

(9) その他武力攻撃事態等や緊急対処事態において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、文部科学省及び文化庁の組織及び機能の全てを挙げて、自ら国民保護措置等を実施するとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置等を支援すること。

### 4 計画の適切な見直し及び充実

文部科学省及び文化庁は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する。変更にあたっては、軽微な変更を行う場合を除いて、関係する指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努める。

### 5 文部科学省・文化庁国民保護計画実施要領

この計画で定める国民保護措置等の具体的な実施体制・方法等については、別に文部科学省・文化庁国民保護計画実施要領（以下「実施要領」という。）で定める。

第2章 国民保護措置の実施体制の確立

## 第1節 組織・体制等の整備

### 1 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護連絡会議の設置

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、本省に文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

連絡会議の事務局は大臣官房文教施設企画部の協力を得て、大臣官房総務課が行う。このほか、連絡会議の組織その他連絡会議に関し必要な事項については、別に定める。

### 2 連絡体制及び参集体制の整備

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施体制を的確かつ迅速に確立するため、関係職員への情報伝達、非常参集等を直ちに行う。

連絡体制、非常参集体制については、別に定める。その際、首都圏が被災し、通信が途絶した場合を考慮する。

### 3 国民保護措置の実施機能等の確保

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、武力攻撃事態等において、本省が国民保護措置の実施機能を果たし得るよう、庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料の確保等に努めるとともに、武力攻撃事態発生後に備えた食糧、飲料水等の備蓄に努める。

### 4 国民保護措置に関する職員の研修等

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、関係職員に対して、講習会の実施等を通じ、国民保護法その他の関係法令、文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画及び実施要領等の内容並びに武力攻撃事態

## 第1節 組織・体制等の整備

### 1 文部科学省・文化庁国民保護連絡会議の設置

文部科学省及び文化庁の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、本省に文部科学省・文化庁国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

連絡会議の事務局は大臣官房文教施設企画部の協力を得て、大臣官房総務課が行う。このほか、連絡会議の組織その他連絡会議に関し必要な事項については、別に定める。

### 2 連絡体制及び参集体制の整備

文部科学省及び文化庁は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施体制を的確かつ迅速に確立するため、関係職員への情報伝達、非常参集等を直ちに行う。

連絡体制、非常参集体制については、別に定める。その際、首都圏が被災し、通信が途絶した場合を考慮する。

### 3 国民保護措置の実施機能等の確保

文部科学省及び文化庁は、武力攻撃事態等において、本省が国民保護措置の実施機能を果たし得るよう、庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料の確保等に努めるとともに、武力攻撃事態発生後に備えた食糧、飲料水等の備蓄に努める。

### 4 国民保護措置に関する職員の研修等

文部科学省及び文化庁は、関係職員に対して、講習会の実施等を通じ、国民保護法その他の関係法令、文部科学省・文化庁国民保護計画及び実施要領等の内容並びに武力攻撃事態等における連絡網等、国民

等における連絡網等、国民保護措置に関して必要な知識等の周知徹底を図る。

## 第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

### 1 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部の設置

文部科学大臣は、政府に武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。

省対策本部の組織、職務代理の順その他省対策本部に関し必要な事項については、別に定める。

省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕等に省対策本部の連絡窓口等を通知する。

### 2 職員の派遣

(1) 文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、被災地において関係情報の収集・伝達を的確かつ迅速に行うため、必要があると認めるときは、あらかじめ指定した職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県及び被災市町村との連絡調整等を行う。

(2) 文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、国民保護法第29条第3項の規定により都道府県対策本部長から職員派遣の求めがあったときは、速やかに文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官が指名する職員を派遣する。

(3) 文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、国民保護法第151条第1項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要

保護措置に関して必要な知識等の周知徹底を図る。

## 第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

### 1 文部科学省・文化庁国民保護対策本部の設置

文部科学大臣は、政府に武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・文化庁国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。

省対策本部の組織、職務代理の順その他省対策本部に関し必要な事項については、別に定める。

省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕等に省対策本部の連絡窓口等を通知する。

### 2 職員の派遣

(1) 文部科学大臣及び文化庁長官は、被災地において関係情報の収集・伝達を的確かつ迅速に行うため、必要があると認めるときは、あらかじめ指定した職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県及び被災市町村との連絡調整等を行う。

(2) 文部科学大臣及び文化庁長官は、国民保護法第29条第3項の規定により都道府県対策本部長から職員派遣の求めがあったときは、速やかに文部科学大臣及び文化庁長官が指名する職員を派遣する。

(3) 文部科学大臣及び文化庁長官は、国民保護法第151条第1項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき、

<p>請があったとき、又は同法第152条第1項の職員の派遣のあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。</p> <p>3 文部科学省、<u>スポーツ庁</u>及び文化庁を含む首都圏が被災した場合の措置</p> <p>(1) 文部科学省、<u>スポーツ庁</u>及び文化庁を含む首都圏が被災した場合、職員及び来訪者等の避難、庁舎の安全点検、応急復旧、職員の安否の確認等の緊急対応が的確に実施されるよう、体制の整備を図る。</p> <p>(2) 文部科学省、<u>スポーツ庁</u>及び文化庁において業務を行うことが困難な場合、対策本部との連携に十分留意し、所管の関係機関の協力を得て、代替機能を確保する措置を検討する。</p>	<p>又は同法第152条第1項の職員の派遣のあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。</p> <p>3 文部科学省及び文化庁を含む首都圏が被災した場合の措置</p> <p>(1) 文部科学省及び文化庁を含む首都圏が被災した場合、職員及び来訪者等の避難、庁舎の安全点検、応急復旧、職員の安否の確認等の緊急対応が的確に実施されるよう、体制の整備を図る。</p> <p>(2) 文部科学省及び文化庁において業務を行うことが困難な場合、対策本部との連携に十分留意し、所管の関係機関の協力を得て、代替機能を確保する措置を検討する。</p>
<p>第3章 国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項</p> <p>文部科学省、<u>スポーツ庁</u>及び文化庁は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、文部科学省、<u>スポーツ庁</u>及び文化庁の所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。</p> <p>4 関係機関相互の連携協力の確保</p> <p>この計画の実施に当たっては、関係行政機関、地方公共団体、及び所管の関係機関との間で、平素より密接な連携を図り、国民保護措置が総合的かつ有機的に実施されるよう努める。</p> <p>また、都道府県知事等から、文部科学省、<u>スポーツ庁</u>及び文化庁の</p>	<p>第3章 国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項</p> <p>文部科学省及び文化庁は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、文部科学省及び文化庁の所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。</p> <p>4 関係機関相互の連携協力の確保</p> <p>この計画の実施に当たっては、関係行政機関、地方公共団体、及び所管の関係機関との間で、平素より密接な連携を図り、国民保護措置が総合的かつ有機的に実施されるよう努める。</p> <p>また、都道府県知事等から、文部科学省及び文化庁の国民保護措置</p>

国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずる。

#### 5 安全の確保

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、国民保護措置の実施に従事する職員について、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置の実施に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

### 第4章 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項

#### 第1節 平素からの備え

##### 3 国民保護措置に関する訓練

(1) 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁における国民保護措置に関する訓練

具体的な事態を想定し、この計画に基づき、情報収集、伝達訓練、非常参集訓練、本部設置訓練、応急対策訓練等の必要な訓練を実施する。その際、国民保護措置と防災のための措置との間で相互に応用が可能な項目について、防災訓練と有機的に連携させるよう配慮する。

また、政府の総合訓練、関係機関の行う訓練に積極的に関係職員を参加させ、国民保護措置に関する業務の連携に努める。

#### 第2節 武力攻撃事態等への対処に関する措置

##### 1 情報の収集及び伝達

の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずる。

#### 5 安全の確保

文部科学省及び文化庁は、国民保護措置の実施に従事する職員について、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置の実施に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

### 第4章 文部科学省及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項

#### 第1節 平素からの備え

##### 3 国民保護措置に関する訓練

(1) 文部科学省及び文化庁における国民保護措置に関する訓練

具体的な事態を想定し、この計画に基づき、情報収集、伝達訓練、非常参集訓練、本部設置訓練、応急対策訓練等の必要な訓練を実施する。その際、国民保護措置と防災のための措置との間で相互に応用が可能な項目について、防災訓練と有機的に連携させるよう配慮する。

また、政府の総合訓練、関係機関の行う訓練に積極的に関係職員を参加させ、国民保護措置に関する業務の連携に努める。

#### 第2節 武力攻撃事態等への対処に関する措置

##### 1 情報の収集及び伝達

(1) 武力攻撃の兆候等に係る情報の入手及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、所管の関係機関から武力攻撃の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに対策本部（内閣官房）に報告する。

(2) 警報の通知及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、対策本部長より警報の通知を受けた場合には、その内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

警報を通知又は伝達する所管の関係機関の連絡先、連絡方法等については実施要領で定める。

(3) 被災情報の把握及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、別に定める実施要領により被災情報について被災地域の所管の関係機関から必要な情報を収集し、省対策本部に報告する。

情報の収集は災害発生後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努める。

省対策本部は、報告を受けた被災情報について、速やかに対策本部長に報告する。

所管の関係機関において、各々の計画に基づき武力攻撃事態等に対する所要の応急措置が講ぜられるよう、所管の関係機関の設置者等に対し、必要な情報の伝達を行う。

(1) 武力攻撃の兆候等に係る情報の入手及び伝達

文部科学省及び文化庁は、所管の関係機関から武力攻撃の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに対策本部（内閣官房）に報告する。

(2) 警報の通知及び伝達

文部科学省及び文化庁は、対策本部長より警報の通知を受けた場合には、その内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

警報を通知又は伝達する所管の関係機関の連絡先、連絡方法等については実施要領で定める。

(3) 被災情報の把握及び伝達

文部科学省及び文化庁は、別に定める実施要領により被災情報について被災地域の所管の関係機関から必要な情報を収集し、省対策本部に報告する。

情報の収集は災害発生後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努める。

省対策本部は、報告を受けた被災情報について、速やかに対策本部長に報告する。

所管の関係機関において、各々の計画に基づき武力攻撃事態等に対する所要の応急措置が講ぜられるよう、所管の関係機関の設置者等に対し、必要な情報の伝達を行う。

### 3 安全の確保に関する措置

#### (1) 避難措置の指示の通知及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、対策本部長より避難措置の指示に関する通知を受けたときは、通知の内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。

#### (2) 児童生徒等、教職員、患者等、職員及び利用者の安全の確保

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、所管の関係機関から児童生徒等、教職員、患者等、職員及び利用者の生命、身体の安全を図るため必要な支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など必要な支援を行う。

#### 4 所管の関係機関による安否情報の収集に対する協力

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、武力攻撃事態等に至ったときに、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、保有する所管の関係機関における安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

### 6 施設及び設備に関する応急措置

#### (1) 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が管理する施設及び設備

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、管理する施設及び設備につ

### 3 安全の確保に関する措置

#### (1) 避難措置の指示の通知及び伝達

文部科学省及び文化庁は、対策本部長より避難措置の指示に関する通知を受けたときは、通知の内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。

#### (2) 児童生徒等、教職員、患者等、職員及び利用者の安全の確保

文部科学省及び文化庁は、所管の関係機関から児童生徒等、教職員、患者等、職員及び利用者の生命、身体の安全を図るため必要な支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など必要な支援を行う。

#### 4 所管の関係機関による安否情報の収集に対する協力

文部科学省及び文化庁は、武力攻撃事態等に至ったときに、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、保有する所管の関係機関における安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

### 6 施設及び設備に関する応急措置

#### (1) 文部科学省及び文化庁が管理する施設及び設備

文部科学省及び文化庁は、管理する施設及び設備について、被害が

いて、被害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、応急の復旧のために必要な措置を講ずる。

#### 1 0 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、別に定める交付要綱により、以下のとおり、赤十字標章等及び特殊標章等を交付し、又は使用させる。

#### (2) 特殊標章等

##### ア. 交付等の対象者

- ①文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ②文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ③文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

##### イ. 特殊標章等の様式等

- ① 特殊標章
  - ・ 国民保護法第158条第1項の特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）
- ② 身分証明書

発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、応急の復旧のために必要な措置を講ずる。

#### 1 0 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

文部科学大臣及び文化庁長官は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、別に定める交付要綱により、以下のとおり、赤十字標章等及び特殊標章等を交付し、又は使用させる。

#### (2) 特殊標章等

##### ア. 交付等の対象者

- ①文部科学省及び文化庁の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ②文部科学大臣及び文化庁長官の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ③文部科学大臣及び文化庁長官が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

##### イ. 特殊標章等の様式等

- ① 特殊標章
  - ・ 国民保護法第158条第1項の特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）
- ② 身分証明書

・国民保護法第158条第1項の身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

③ 識別対象

- ・文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者
- ・国民保護措置に係る職務等のために使用される場所又は車両、船舶、航空機等

第3節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

1 復旧、復興事務体制の整備

(1) 文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策本部、復興対策班

武力攻撃災害の復旧、復興対策について万全の措置を講ずるため、特に必要があると認めるときは、本省に文部科学省・文化庁復興対策本部を設置する。

また、武力攻撃災害の復旧、復興対策に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策班を設置することができる。

(2) 文部科学省・スポーツ庁・文化庁武力攻撃災害復旧現地調査対策室

・国民保護法第158条第1項の身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

③ 識別対象

- ・文部科学省及び文化庁の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・文部科学大臣及び文化庁長官の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・文部科学大臣及び文化庁長官が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者
- ・国民保護措置に係る職務等のために使用される場所又は車両、船舶、航空機等

第3節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

1 復旧、復興事務体制の整備

(1) 文部科学省・文化庁復興対策本部、復興対策班

武力攻撃災害の復旧、復興対策について万全の措置を講ずるため、特に必要があると認めるときは、本省に文部科学省・文化庁復興対策本部を設置する。

また、武力攻撃災害の復旧、復興対策に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、文部科学省・文化庁復興対策班を設置することができる。

(2) 文部科学省・文化庁武力攻撃災害復旧現地調査対策室

<p>災害復旧に当たり、調査等を迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、本省に文部科学省・<u>スポーツ庁</u>・文化庁武力攻撃災害復旧現地調査対策室を設置することができる。</p>	<p>災害復旧に当たり、調査等を迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、本省に文部科学省・文化庁武力攻撃災害復旧現地調査対策室を設置することができる。</p>
<p>第5章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項</p> <p>1 緊急処理事態対策本部の設置</p> <p>文部科学大臣は、政府に緊急処理事態対策本部が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・<u>スポーツ庁</u>・文化庁緊急処理事態対策本部（以下「省緊急処理事態対策本部」という。）を設置する。</p> <p>省緊急処理事態対策本部の組織その他省緊急処理事態対策本部に関し必要な事項については、別に定める。</p>	<p>第5章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項</p> <p>1 緊急処理事態対策本部の設置</p> <p>文部科学大臣は、政府に緊急処理事態対策本部が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・文化庁緊急処理事態対策本部（以下「省緊急処理事態対策本部」という。）を設置する。</p> <p>省緊急処理事態対策本部の組織その他省緊急処理事態対策本部に関し必要な事項については、別に定める。</p>